様式第七号（第一条の二関係）

標準報酬月額改定届書

下記のとおり届けます。
平成　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

学校法人等所在地	郵便番号〔　　－　　〕
学校法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号（必ず記入してください）	市外局番　　局番　　番号

代表者印欄
印
担当者氏名

学校記号番号：県コード／学種／学校番号

個人番号	加入者氏名	生年月日	改定前の標準報酬 等級	改定前の標準報酬 月額	算定基礎月	報酬月額 固定的給与 基本給・扶養手当等	報酬月額 固定的給与 現物給与	報酬月額 非固定的給与 超過勤務手当・宿日直手当・研究費等	報酬月額 合計	報酬月額 平均額	改定事由（該当する番号を○で囲んでください）
		1 明 2 大 3 昭 4 平　年　月　日		千円	1月目 4平 年 月 2月目 4平 年 月 3月目 4平 年 月	円	円	円	百 十 万 千 百 十 円	円	1. 固定的給与の変動 2. 給与体系の変更 3. その他 （　　）
		1 明 2 大 3 昭 4 平　年　月　日			1月目 4平 年 月 2月目 4平 年 月 3月目 4平 年 月						1. 固定的給与の変動 2. 給与体系の変更 3. その他 （　　）
		1 明 2 大 3 昭 4 平　年　月　日			1月目 4平 年 月 2月目 4平 年 月 3月目 4平 年 月						1. 固定的給与の変動 2. 給与体系の変更 3. その他 （　　）
		1 明 2 大 3 昭 4 平　年　月　日			1月目 4平 年 月 2月目 4平 年 月 3月目 4平 年 月						1. 固定的給与の変動 2. 給与体系の変更 3. その他 （　　）
		1 明 2 大 3 昭 4 平　年　月　日			1月目 4平 年 月 2月目 4平 年 月 3月目 4平 年 月						1. 固定的給与の変動 2. 給与体系の変更 3. その他 （　　）

報酬月額の「平均額」欄は、1月目・2月目及び3月目の報酬の合計額を３で除して得た額を記入してください。

（沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　沖縄特別措置令第三十五条の三第二項において読み替えて準用する同条第一項に規定する文部科学省令で定める期間は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る同法の規定による遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）にあつては、当該遺族厚生年金の額の計算の基礎となつた同法の規定による被保険者期間）とする。

（日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三条　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第二十四条の次に次の三条を加える。

（勘定間の貸付け）

第二十四条の二　施行令第十六条第四号に規定する貸付けは、予算の定めるところにより行うものとする。この場合において、当該貸付けを行う余裕金が厚生年金勘定に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ当該各号に定める利率を下回ることができないものとし、当該貸付けを行う余裕金が退職等年金給付勘定に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は基準利率（共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項に規定する基準利率をいう。）を参酌して文部科学大臣が別に定める利率を下回ることができない。

一　助成勘定以外の勘定に対する貸付金　年四パーセント

二　助成勘定に対する貸付金　財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条の規定による貸付けの利率に準じて文部科学大臣が別に定める利率

（厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する文部科学省令で定める事項）

第二十四条の三　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の八第一項に規定する文部科学省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該事業年度における管理積立金（厚生年金保険法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金のうち事業団が管理するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の資産の額

二　当該事業年度における管理積立金の資産の構成割合

三　当該事業年度における管理積立金の運用収入の額

四　厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

五　厚生年金保険法第七十九条の六第二項第三号に規定する管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

六　管理積立金の運用利回り

七　管理積立金の運用に関するリスク管理の状況

八　運用手法別の運用の状況（事業団が法第三十九条第一項第三号並びに施行令第十六条第一号及び第三号に規定する方法で運用する場合にあっては、当該運用に関する契約の相手方の選定、管理の状況等を含む。）

九　事業団における株式に係る議決権の行使に関する状況等

十　事業団の役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制に関する事項

十一　その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項